

〇市川市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例

令和2年9月28日条例第35号

改正

令和4年9月30日条例第24号

市川市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、本市が設置する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（第3条において「学校」という。）における学校給食法（昭和29年法律第160号）第4条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和32年法律第118号。次条において「特別支援学校給食法」という。）第3条の規定に基づく学校給食の実施並びに学校給食費の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）学校給食 学校給食法第3条第1項に規定する学校給食及び特別支援学校給食法第2条に規定する学校給食をいう。
- （2）学校給食費 学校給食法第11条第2項に規定する学校給食費及び特別支援学校給食法第5条第1項に規定する経費以外の学校給食に要する経費をいう。
- （3）学校給食費負担者 学校給食を受ける児童又は生徒の保護者等（学校教育法第16条に規定する保護者その他これに準ずる者として規則で定める者をいう。）をいう。

（学校給食の実施）

第3条 本市は、本市が設置する学校（幼稚園を除く。）において、学校給食を実施するものとする。

（学校給食費の不徴収）

第4条 学校給食費は、徴収しない。ただし、学校給食費負担者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助で学校給食費に関するものその他の規則で定める学校給食費に関する給付を受けている期間における当該給付に相当する部分に係る学校給食費については、この限りでない。

2 学校給食費の額は、規則で定める。

（学校給食費の納付）

第5条 学校給食費負担者は、規則で定める日（第7条において「納期限」という。）までに学校給食費を納付しなければならない。

（学校給食費の減免）

第6条 市長は、必要があると認めるときは、学校給食費を減額し、又は免除することができる。

（遅延損害金）

第7条 市長は、学校給食費負担者が学校給食費の納期限までに当該学校給食費を納付しなかったときは、遅延損害金を徴収するものとする。

2 前項の遅延損害金の算定方法は、規則で定める。

3 市長は、必要があると認めるときは、第1項の遅延損害金を減額し、又は免除することができる。

（委任）

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例は、令和3年4月1日以後に実施する学校給食に係る学校給食費について適用する。

附 則（令和4年9月30日条例第24号）

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条及び次項の規定は、同年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の市川市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例第4条の規定は、令和5年1月1日以後に納期限（市川市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例（以下「条例」という。）第5条に規定する納期限をいう。以下同じ。）が到来する学校給食費（条例第2条第2号に規定する学校給食費をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に納期限が到来した学校給食費については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の条例第4条の規定は、令和5年4月1日以後に実施する学校給食（条例第2条第1号に規定する学校給食をいう。以下同じ。）に係る学校給食費について適用し、同日前に実施する学校給食に係る学校給食費については、なお従前の例による。